



島根県報

平成27年 8 月 28 日 (金)

第 2,729 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成27年 9 月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道 路 維 持 課)	2

【公 告】

平成27年度前期技能検定 3 級の合格者	(雇 用 政 策 課)	2
採石業務管理者試験の実施	(河 川 課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧	(")	4

【特定調達公告】

統合情報分析システムの貸貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	4
放置駐車違反管理システムの貸貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	(")	6

告 示**島根県告示第603号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年9月9日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成27年 8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第604号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定 年月日
一般国道	432号	松江市古志原五丁目4番1地先から同市古志原三丁目429番1地先まで	上り線	平成27年 8月28日
		松江市古志原六丁目978番5地先から同市古志原四丁目500番13地先まで	下り線	

公 告

平成27年度前期技能検定3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成27年 8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3級技能検定

造園（造園工事作業）

A甲0002

機械加工（普通旋盤作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

機械加工（フライス盤作業）

A甲0001 A甲0005

機械加工（平面研削盤作業）

C0001

舞台機構調整（音響機構調整作業）

A甲0001 A甲0002

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008
A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016
A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024
A甲0025 A甲0026 A甲0027 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033
A甲0034 A甲0035 B0001

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成27年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成27年10月 9 日（金）午前10時から正午まで（受付は午前 9 時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は一般社団法人島根県採石協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成27年 9 月 1 日（火）から同月16日（水）午後 5 時15分まで

なお、郵送の場合は、平成27年 9 月16日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成27年10月26日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

平成27年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市加茂町加茂中80番22、80番23、80番24、80番25、80番34の一部、80番39の一部、80番41の一部、130番6の一部、131番3の一部、134番2

面積 5,950.88平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町新市379番地

雲南市土地開発公社

理事長 藤井 勤

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年 8 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）ごみ焼却場

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 8 月 28 日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

統合情報分析システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年10月1日から平成33年3月31日まで

(4) 委託業務期間

契約の日から平成28年9月26日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852-26-0110 内線2241、2242
- (2) 入札説明会
行わない。
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法
平成27年8月28日（金）から同年10月6日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。
なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。
- (4) 入札書の提出期限
平成27年10月15日（木）午後2時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成27年10月15日（木）午後2時
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室
ウ 開札 即時開札
- (6) その他
ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の

2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料及び導入委託業務費が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : The system to improve the sophistication of police activity by charting and analyzing the data of integrated information retrieval system

(2) Bid tendering Date : October 15, 2015, 2 : 00 P.M. (Bids by Post must be received by noon on October 15, 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 8 月 28 日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年 3 月 1 日から平成33年 2 月 28日まで

(4) 委託業務期間

契約の日から平成28年 2 月 26日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても(1)から(5)までの要件を満たす者であること。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成27年 8 月 28 日（金）から同年10月 6 日（火）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成27年10月15日（木）午後 2 時 30 分（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年10月15日（木）午後 2 時 30 分

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 1 階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された機器賃借料及び導入委託業務費が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : The system for managing parking violation information and penalty for abandoned violation

(2) Bid tendering Date : October 15, 2015, 2 : 30 P.M. (Bids by Post must be received by noon on October 15, 2015)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)